

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 313 単位	-1 / 100	-1 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の2人以上以上サービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1日につき + 200 単位	リハビリテーションマネジメント(加算) 1月につき + 188 単位 リハビリテーションマネジメント(加算) 1月につき + 213 単位	1日につき + 213 単位 (前掲) 日又は 訪問日(前掲) 日 1日につき + 270 単位	1日につき + 8 単位 (前掲) 日又は 訪問日(前掲) 日 1日につき + 8 単位	1日につき + 8 単位 (前掲) 日又は 訪問日(前掲) 日 1日につき + 8 単位	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る業務を行なった場合、(注)に該当する理由に該当しない。
	介護老人保健施設の場合													
	介護医療院の場合													
ロ 遠隔訪問加算		1日につき 17 単位を加算												
ハ 移行支援加算		1日につき 17 単位を加算												
ニ サービス提供体制強化加算		1日につき 6 単位を加算												
ホ サービス提供体制強化加算		1日につき 3 単位を加算												
注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入 算入後(注)の算定額については、注(1)及び(2)の注を参照。														

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(注(2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 144 単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 144 単位					
	(三) (一)及び(二)以外の場合 144 単位					
(2) 居宅療養管理指導費(在宅時医学総合管理料又は特定施設入居指導等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 144 単位					
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 144 単位						
(三) (一)及び(二)以外の場合 144 単位						
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 144 単位					
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 144 単位						
(3) (1)及び(2)以外の場合 144 単位						
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 144 単位	+ 100 単位			在宅 特別な薬剤が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に際して必要となる薬学的管理指導を行った場合 + 250 単位 注(在宅)中心、特設加算 + 150 単位
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 144 単位					
	(三) (一)及び(二)以外の場合 144 単位					
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 144 単位					
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 144 単位						
(三) (一)及び(二)以外の場合 144 単位						
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月2回を限度) 144 単位						
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 144 単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 144 単位					
	(三) (一)及び(二)以外の場合 144 単位					
(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 144 単位					
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 144 単位						
(三) (一)及び(二)以外の場合 144 単位						
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 144 単位					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 144 単位					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 144 単位					

ハ(1)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で鎮静剤注射を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ニについて、計画的な管理を行うこと(1)医師が、当該利用者の急性性疾患(1)に同時に併発の急変管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日が30日間を超えて、また1回を限度として算定できる。
 ホについて、がん末期の患者については、月4回を限度として算定できる。